

土浦港及び周辺地区広域交流拠点整備事業プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、茨城県（以下「県」という。）及び土浦市（以下「市」という。）が共同で実施する土浦港及び周辺地区広域交流拠点整備事業について、契約の相手方の候補者（以下「優先交渉権者」という。）を公募型プロポーザル方式により特定するに当たり、事業者から提出された企画提案書の評価を公平かつ適正に行うため、土浦港及び周辺地区広域交流拠点整備事業プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者から県及び市を代表して土浦市長（以下「市長」という。）が委嘱し、又は任命する8名以内の者をもって組織する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 会計の専門知識を有する者

(3) 県又は市の職員

2 委員の任期は、第5条第2項の報告をするまでの日とする。

3 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 委員長は、委員会の会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長は、委員に事故等があるときは、当該委員に有効に代理することのできる者をして、当該委員の職務を代理させることができる。

(委員会の職務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を実施する。

(1) 企画提案書の評価に関すること

(2) 前号に掲げるもののほか、企画提案書の評価に関する必要な事項

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は非公開とする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(プロポーザルの評価及び優先交渉権者の選定)

第5条 委員会は、会議において企画提案書の評価を行う。

2 委員会は、評価の結果を茨城県知事（以下「知事」という。）及び市長に報告する。

3 知事及び市長は、前項の規定による報告があったときは、その結果を基に優先交渉権者を選定する。

(委員の責務)

第6条 委員は、第3条に規定する職務を公正かつ公平に執行しなければならない。

2 委員が経営に関与し、又は利害関係にある法人その他の団体が当該事案に関する公募に参加する場合には、当該委員は、会議から除くものとする。

3 委員は、直接的又は間接的を問わず、公募の参加者に対し特別な援助、助言等を行ってはならない。

4 委員は、会議の内容及び選定の経過その他の職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。委員を退任した後も、同様とする。ただし、県又は市が公表した情報については、この限りではない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、茨城県土木部港湾課及び土浦市都市政策部都市整備課に置く。

2 委員会の庶務は、土浦市都市政策部都市整備課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年10月28日から施行する。

(最初の会議)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、市長が召集し、第2条第3項の規定により委員長を定めるまでの間、会議の議長となる。